

サンランド武庫川全施設共通 利用約款

(約款の適用)

第1条 サンランド武庫川（以下「当施設」といいます。）に入場された方（以下「利用者」といいます。）は、本約款に従って利用するものとします。

(約款の効力発生)

第2条 この約款は利用者が当施設に入ったときから効力を発生し、出るまで効力を有するものとします。

(諸規則の遵守)

第3条 利用者は本約款ならびに当施設が別に定める約款、規則、及び館内告知等による指示を遵守するものとします。

(自己責任とマナーの遵守)

第4条 利用者は、他の利用者に迷惑をかけず、マナーを守り、自己の責任において当施設を利用するものとします。

(休場日、開場時間)

第5条 当施設の休場日及び開場時間については、当施設が別に定めたところによります。ただし臨時的に変更することがあります。

(利用料金等)

第6条 当施設を利用する場合、利用者は当施設が別に定める利用料金及び支払方法により、支払うものとします。

(金銭、貴重品、その他所持品の管理)

第7条 利用者は、金銭、貴重品、その他の携行品等は、自らの責任において管理するものとし、当施設は場所の如何を問わず、利用者の金銭、貴重品その他の携行品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負わないものとします。

(駐車場)

第8条 当施設が提供している駐車場は、当施設の利用者や当施設に所用のある方、および当施設が許可している方のみ利用いただけます。また駐車場内での盗難、損傷等の事故が発生した場合、当施設はそれに関し一切の責任を負わないものとします。

(施設利用の拒絶)

第9条 当施設は次の各号のいずれかに該当する場合は、当施設の利用をその都度、または将来にわたりお断りする事があります。

- ・利用者がルール・マナーに反するとき、及び警告を無視して改めないとき
- ・利用者が他の利用者に迷惑・損害を与えたとき、または与える可能性があるとき
- ・利用者が偽名または他人名義で登録が行われた場合
- ・利用者が酒気帯び、泥酔、覚せい剤等の薬物を使用の場合
- ・利用者が刃物、危険物等を所持している場合
- ・利用者が公序良俗に反する行為をなす恐れがあると認めるとき
- ・利用者が暴力団員、暴力団関係者等、反社会的勢力に属する場合
- ・天災その他やむを得ない事情により、当施設をクローズするとき
- ・その他、本約款に違反したとき

(強風、雷、異常気象時の利用制限)

第10条 強風、雷、異常気象などが発生した時は、危険防止のため施設の利用を制限する場合がありますので、係員の指示に従ってください。

(禁止行為)

第11条 利用者は、当施設において、次の行為をすることができません。

- ・賭博その他風紀を乱す行為
- ・物品販売及び広告宣伝行為
- ・他人に迷惑を及ぼす、あるいは不快感を与える行為
- ・特別に許可を得た者以外のフェアウェイ内の立ち入り
- ・関係者以外立入禁止を明示された区域への無断立ち入り

(持ち込み品の禁止)

第12条 利用者は、当施設に次のものを持ち込むことはできません。

- ・動物、鳥類等（ペットを含む）及び家畜類（身体障害者補助犬法に定められた補助犬を除く）
- ・悪臭（異臭）、または騒音を発するもの
- ・アルコール類
- ・発火、発煙または爆発の恐れのあるもの
- ・他人に迷惑を及ぼす物品
- ・その他、当施設が別途定めるもの

(喫煙についての厳守事項)

第13条 当施設内での喫煙は、所定の場所以外では禁止します。また歩きながらの喫煙もお断りいたします。

(第三者への賠償)

第14条 利用者が、当施設を利用中に、他の利用者又は第三者から傷害、破損その他の損害を被った場合は、当事者間で解決するものとし、当施設はそれに関し一切責任を負わないものとします。

(当施設への賠償)

第15条 利用者が、故意又は過失によって、当施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(個人情報の取り扱いについて)

第16条 当施設は運営に伴い知り得た利用者の個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に則り安全管理に努めます。当施設では、登録または来場いただいたお客様に対し、当施設の営業情報、イベント告知などをダイレクトメール、FAX、Eメール等でご案内する場合がございますので予めご了承ください。

(約款の改定)

第17条 当施設は必要に応じ本約款を改定する事ができるものとします。

(コロナ禍での臨時追加事項)

次に該当する方は来場をお断りいたします。

- ① 発熱（37.5℃以上）の方
- ② 強い倦怠感や息苦しさのある方
- ③ 咳・くしゃみ等の症状のある方
- ④ 味覚・嗅覚に異常のある方
- ⑤ 同居者に新型コロナ感染者や濃厚接触者がいる方
- ⑥ 過去2週間以内に入国制限国および地域に滞在していた方
- ⑦ 前記該当者と濃厚接触のある方
- ⑧ 呼吸器疾患や糖尿病他の基礎疾患があり、新型コロナウイルスに感染した場合、重篤化リスクの高い方

次の場合は、入場制限や営業停止を行うことがあります

- ① 場内が混雑し当施設が入場制限を行う事が妥当と判断した場合
- ② 場内での感染リスクが高いと当施設が判断した場合

以上

サンランド株式会社サンランド武庫川

平成25年10月1日制定

平成29年11月1日改定

令和4年1月30日改定

令和4年3月1日改定